

鳥取県立二十一世紀の森の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和5年5月19日
林政企画課

令和6年度から鳥取県立二十一世紀の森の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することを報告します。なお、募集要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務（サービスの提供、施設の利用促進等）
 - ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。
- エ 森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業研修の場を提供することにより、広く保健・休養並びに林業振興に資する業務（木工教室、森林教室、県産材製品の展示、林業の技術訓練等）

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開園時間、休園日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。なお、利用料金は現行の金額を標準とする。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者には林業に関係する大学若しくは高校を修了した者又はそれに準ずる知識と経験を有する者を1名配置することとし、森林学習展示館には原則として専属職員を1名以上配置すること。
- イ 施設の管理に当たって、資格、免許等が必要な場合は、その資格を有すること。

2 利用料金等の取扱い

施設の利用料金や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額 56,755 千円（消費税及び地方消費税の額 5,159 千円を含む。）を上限として指定管理料を支払う。なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日【5年間】

5 応募資格

鳥取県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和5年6月中旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和5年7月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和5年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年9月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、林業振興の関係者、施設利用の関係者、税理士、森林・林業振興局長【計5名】

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
■施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること(指定手続条例第5号第1号)。	○管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等〕	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
■施設の効用を最大限に発揮させるものであること(指定手続条例第5号第2号)。	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 〔森林・林業・県産材の理解促進・教育・普及啓発や林業研修に関する事業、サービス向上策・利用促進策等〕 ○管理の基準 (開園時間、休園日、個人情報保護、情報の公開等) ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	40点
■管理に係る経費の効率化が図られるものであること(指定手続条例第5号第2号)。	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額の多寡	20点
■管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること(指定手続条例第5号第3号)。	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財務基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定等、ISO14001・TEAS〕 I種規格等の認証等、あいサポート企業認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	40点

※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例

- ・観光、集客施設においては、サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体的配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

松くい虫防除に係る空中散布について

令和5年5月19日
森林づくり推進課

令和5年度は昨年度に引き続き、海岸防災林など重要な松林を対象に、7市町において空中散布を実施し、松くい虫被害の予防を図ります。

1 実施予定時期（※天候により変更あり）

第1回目 5月29日（月）～6月3日（土）

第2回目 6月12日（月）～6月15日（木）

2 実施予定市町及び面積

区分	実施市町数	実施面積 (ha)	備考
令和5年度 (A)	7	1,142	1市、6町
令和4年度 (B)	7	1,154	1市、6町
差引増減 (A-B)	0	-12	

※事業の実施主体は各市町。

<令和5年度実施予定市町>

中部地区：三朝町 192ha、湯梨浜町 47ha、琴浦町 136ha、北栄町 59ha

注) 三朝町、湯梨浜町、琴浦町の散布は第1回目のみ

西部地区：米子市 179ha、大山町 386ha、伯耆町 143ha

3 県民への情報提供

新聞広告、ホームページ、関係機関や教育機関への通知などにより広報・周知を行う。

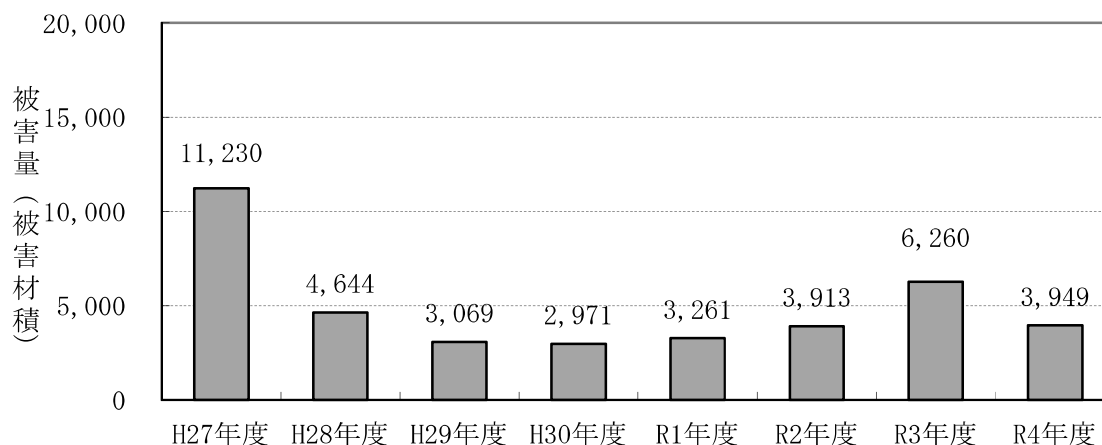
4 秋期の松くい虫防除

県と市町は、海岸防災林などの重要松林で発生した被害木の伐倒駆除等を行い、被害の拡大防止を図る。

【参考】

松くい虫被害量の推移

(単位：m³)



※令和3年度は年越し枯れが続き春駆除を実施。前回報告値から増加 (5,814m³→6,260m³)

※令和4年度も年越し枯れが続き春駆除を実施しており暫定値

第67回鳥取県植樹祭の開催結果について

令和4年5月19日
森林づくり推進課

植樹活動等を通じて森林の役割や大切さ、森・川・海のつながりを情報発信し、広く森林づくり活動への県民参加を呼び掛けるとともに、第64回全国植樹祭の成果を継承し、「とっとりグリーンウェイブ」の気運を更に高めるため、5月13日に岩美町大谷海岸広場で第67回鳥取県植樹祭を開催しました。

- 1 テーマ：海まで届け緑の力
- 2 開催日：令和5年5月13日（土）
午前10時から午後2時まで
- 3 会場：大谷海岸広場（岩美郡岩美町大谷）ほか
- 4 主催：鳥取県、岩美町、公益社団法人鳥取県緑化推進委員会
- 5 協力：鳥取県東部森林組合
- 6 来場者：県民、みどりの少年団など 300人



平井知事挨拶

内田理事長挨拶



代表植樹



一般植樹

7 概要

(1) 式典

- オープニングアトラクション（岩美龍神太鼓）
- みどりの少年団入場行進
- 表彰
 - ・鳥取県美しい森づくり功労者（個人：3人、団体：2団体）
 - ・植樹祭テーマ最優秀賞（知事）・優秀賞（緑推理事長）
- 森林・みどりへの想い発表
 - ・みどりの少年団（岩美町立岩美西小学校）、林業従事者
- 代表植樹
 - ・来賓代表12人がみどりの少年団の育てたマルバシャリンバイ等を植樹

(2) 参加者植樹

- ・みどりの少年団や一般参加者60人が蒲生川沿いの斜面にマルバシャリンバイ等を植樹

(3) 森林・木にふれる催し

- ・海を育てる森づくり見学会（岩美町相山の皆伐施行地を見学し、参加者で少花粉スギを植栽）
- ・ウッドバーニング体験（電熱ペンを使って木に絵を描き作品を制作）
- ・海の生き物観察会（海と大地の自然館の職員が近隣の海岸に生息する魚や貝を紹介）

(4) その他

- ・岩美町特産物等の販売（地元3団体）、緑化苗木の配布
- ・岩井地区伝統文化子ども教室 岩井ゆかむり唄、いわみコーラスの上演



オープニングアトラクション



美しい森づくり功労者表彰



緑の想い発表



海を育てる森づくり見学会

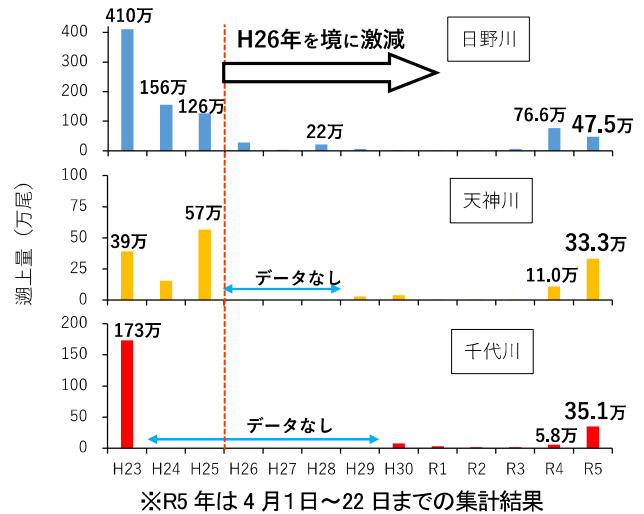
令和5年春のアユの遡上状況について

令和5年5月19日
水産振興課、栽培漁業センター

本県では平成26年以降のアユ資源激減に対応するため、栽培漁業センターが調査研究を行い、各漁協が産卵場造成やカワウ対策等を講じた結果、今年は昨年に引き続き増加する見込みとなったことを報告します。

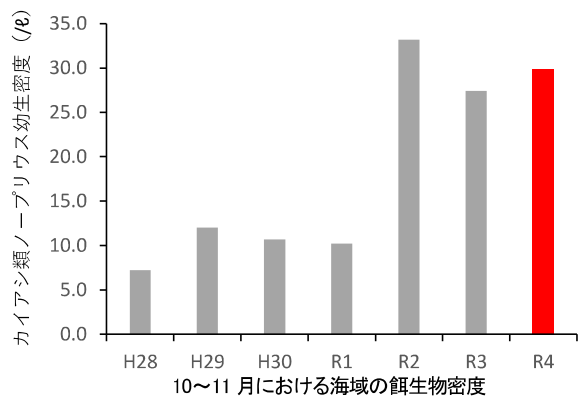
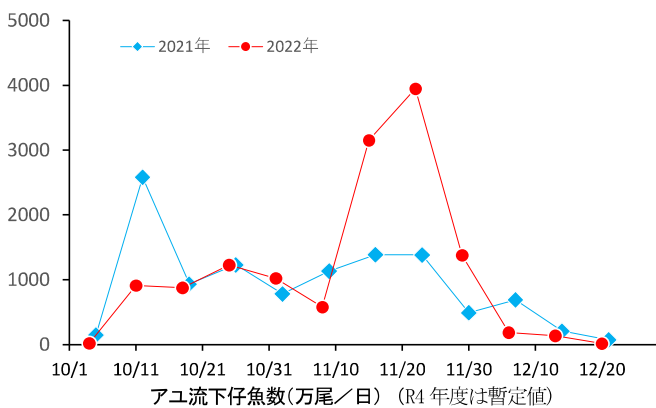
1 遡上状況及び今年の見込み

- 各漁協に委託している遡上量調査を集計したところ、4月1～22日における各河川のアユ遡上数（推定値）は、千代川35.1万尾、天神川33.3万尾、日野川47.5万尾となった（右図）。
- 千代川と天神川においては、既に昨年の総遡上数を大きく上回っている。
- 日野川においては昨年同時期（46.7万尾）と同等の遡上数となっているが、調査前の3月上旬から多数のアユが遡上していた模様で、昨年同期より多くのアユが遡上している見込み。また、4月下旬には日野川漁協職員が淀江の海域でアユの群れを確認しており、5月以降もこれらの遡上が期待できる。
- 各河川ともアユ遡上数は増加傾向にあり、昨年以上の遡上数が見込める。



2 増加要因

- アユの産卵が海水温の高い早期に偏ると餌不足により生残率が低くなると懸念されたため、産卵期間の長期化、晩期化への誘導を目的に各漁協とも10月中旬～11月上旬に産卵場造成を実施した。
- 日野川の流下仔魚数から、昨年と同程度の産卵期間の長期化、産卵期間の晩期化（産卵後期の11月下旬にピーク）が確認された（左下図）。
- 近年のアユ遡上不良は、海洋生活期（アユは孵化後、一定期間海で生活し、春に河川を遡上する）の餌不足によりアユの生残率が低下したことが要因として挙げられる。令和2年以降は海域に比較的高い密度で餌生物が生息していたことで、多くのアユが生き残り、現在の遡上回復に繋がっていると考えられる。
- 10～11月における海域の餌生物は、アユ遡上量の回復が見られた令和3年と同程度の密度が確認された（右下図）。



3 各河川のアユ遡上状況

- 千代川：3月下旬に源太橋付近で鳥取環境大学が調査のため設置した小型定置網により前年に比べ多数のアユが採集されており、その後も継続している。
- 天神川：栽培漁業センター職員が4月20日に郡山大口堰で多数のアユの群れを確認した。投網2投で46尾のアユが採集されており、高い密度となっていた（約8尾/m²）。
- 日野川：漁協職員が4月8日に新幡郷放水口付近でアユの群れを、4月20日には楽楽福橋付近でアユの遡上を確認した。伯耆町役場付近の蚊屋堰左岸に設置した小わざ魚道を多くのアユが遡上した模様。

鳥取県立とっとり賀露かっこ館の指定管理者募集要項（案）の概要について

令和 5 年 5 月 19 日
水 産 振 興 課

令和 6 年度から鳥取県立とっとり賀露かっこ館の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり募集することを報告します。なお、募集要項は、鳥取県水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）での審査を踏まえて決定します。

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 水生生物の飼育管理に関する業務
- イ 施設設備の維持管理に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務
 - ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 開館時間、休館日等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県立とっとり賀露かっこ館の設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者を配置すること。

2 利用料金等の取扱い

- (1) 指定管理者は、とっとり賀露かっこ館の利用促進のため、県の承認を受けて自ら料金を徴収する事業（自主事業）を実施できる。
- (2) 利用者へのサービス提供に伴う収入及びその他の収入は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額 263,063,000 円（消費税及び地方消費税の額 23,914,818 円を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日〔5 年間〕

5 応募資格

鳥取県内に事務所（支店、営業所等）を置く（置こうとする）法人であること。

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 募集の開始 | 令和5年6月中旬 |
| (2) 募集の締切 | 令和5年7月中旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和5年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年9月中旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、水産振興関係者（2名）、水産振興局長〔計5名〕

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者となることを希望する理由、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定〕 〔個人情報保護、情報の公開〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	65点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容 ○県の指定管理料額（又は県への納入額）の多寡	15点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用〕 〔男女共同参画推進企業の認定等〕 〔ISO14001・TEAS I種規格等の認証等〕 〔あいサポート企業等の認定等〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	20点

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・観光、集客施設においては、サービス向上・利用促進に係る民間の創意工夫ある提案の促進のため、「施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容」を評価する項目についての配点を他の配点項目と比較して高く設定した。
- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

松葉がにの令和4年漁期の水揚状況等について

令和5年5月19日

漁業調整課

令和4年漁期（R4.11.6～R5.3.20）の松葉がにの水揚状況がまとまりましたので報告します。

1 令和4年漁期のズワイガニ水揚結果

項目	松葉がに			親がに			若松葉がに			合計		
	数量 (t)	金額 (百円)	単価 (円/kg)	数量 (t)	金額 (百円)	単価 (円/kg)	数量 (t)	金額 (百円)	単価 (円/kg)	数量 (t)	金額 (百円)	単価 (円/kg)
R4年漁期	226	1,905	8,411	268	1,087	4,063	40	76	1,906	534	3,069	5,745
R3年漁期	240	2,022	8,418	292	1,195	4,090	35	59	1,703	567	3,277	5,775
対前年増減	△14	△117	△7	△24	△108	△27	5	17	203	△33	△208	△30
前年比(%)	94%	94%	100%	92%	91%	99%	114%	128%	112%	94%	94%	99%

※合計の水揚金額は、統計のある昭和39年以降で過去3番目となり、3年連続で30億円を超えた。

2 特選とっとり松葉がに五輝星について

(1) 水揚枚数は前年漁期に比べ増加し、過去最多だった。

多かった理由は、松葉がにの推定資源量は、甲幅12cm以上の大型個体が、小型個体(10.5～12cm)を上回り、大型資源が多かったこと(水産試験場が漁期前に行ったトロール調査)や特に解禁当初、例年と異なり、大型個体が漁獲されやすい漁場で操業が行われたこと等が考えられる。※五輝星(甲幅13.5cm以上)のサイズに成長するのに約10年を要する。

	合計枚数 (枚)	合計金額 (千円)	平均単価 (円/枚)	最高値 (円/枚)	出現率 (%)
R4	272	12,572	46,219	1,000	0.060
R3	215	8,603	40,016	900	0.045
R2	103	4,691	45,541	500	0.014
R1	117	10,645	90,979	5,000	0.015
H30	101	5,193	51,414	2,000	0.017
H29	45	1,370	30,444	80	0.009
H28	130	4,650	35,769	1,300	0.028
H27	174	4,847	27,857	700	0.035

(2) 水揚金額も前漁期に比べ約1.5倍増し、それぞれの漁期初日(ご祝儀価格)を除けば、平均単価はR1漁期以降高く推移しており、ブランドとして定着してきていると考えられる。(初日を除いた平均単価H30:約24千円、

R1:約36千円、R2:約37千円、R3:約33千円、R4:約38千円)

3 松葉がにTAC管理への対応状況

TAC(漁獲可能量)は796トン(前年漁期850トン)であった。資源が昨年に続いて低水準であったことが影響したと思われ、最終的なTAC消化率は67.1%となった。漁業者は資源の減少幅を低減させるため、令和元年度からの自主規制の強化を継続した。また、関係者に向けて漁獲状況を情報提供した。

<漁業者の自主規制の強化状況>

項目	自主規制の内容
松葉がに	甲幅10.5cm未満は水揚げしなかった。11月は脚が3本以上ないものの水揚げを不可とした。
親がに	省令では11月6日～1月20日の漁期を11月6日～12月31日に短縮した。水揚量を日帰り船3,500枚、1晩泊り船6,000枚、1航海船12,000枚に制限した(※)。
若松葉がに	省令では11月6日～3月20日の漁期を2月1日～2月末日に短縮した。水揚量を日帰り船300枚、1晩泊り船500枚、1航海船1,000枚に制限した(※)。
公休日	11月のみ24時間×4回又は32時間×3回以上(船ごとに選択)とした。

(※) 日帰り船…出港から帰港までの時間が24時間以内のもの、1晩泊り船…出港から帰港までの時間が48時間を超えないもの、1航海船…出港から帰港までの時間が48時間以上のもの

<県の対応状況>

資料提供	11月7日に初競り、17日に解禁後1週間の水揚状況、11月末、12月末、1月末、2月末及び漁期末の水揚状況をマスコミに資料提供した。
関係者情報提供	H30年漁期途中から、日々の漁獲量、漁獲金額及びTAC消化率のモニタリングを実施し、関係漁協、支所及び水産庁境港漁業調整事務所へ情報提供した。また、毎週、鳥取県観光連盟に漁獲量及びTAC消化率を情報提供した。

4 次期漁期に向けての対応

本県漁船が操業する海域(日本海系群A海域)のTACは2,800tから3,400t(121%)となる見込みであり、本県のTACも増となる。今後、徐々に資源が回復する見込みだが、確実に資源を回復させるとともに、将来も資源を安定させることが出来るようにするため、最新の資源評価(5～6月)を見ながら資源の有効利用策を検討する必要がある。

鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港の指定管理者審査要項（案）の概要について

令和5年5月19日
境港水産事務所、空港港湾課

令和6年度から鳥取県営境港水産物地方卸売市場（以下「境港市場」という。）及び境漁港の管理運営を行う指定管理者について、次のとおり審査することを報告します。なお、審査要項は、鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会での審査を踏まえて決定します。

1 指名団体とその理由

境港水産物市場管理株式会社
（指名理由）

本会社は境港市場の卸売業者である境港魚市場株式会社、鳥取県漁業協同組合、漁業協同組合 JFしまねの共同出資により設立され、平成21年度より本市場・漁港の施設管理等の指定管理を受託しており、関係者との信頼関係が構築されていることに加え、施設設備の保守・管理に細やかな気配りを行う等誠実に管理されている。

2 指定管理者が行う業務

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ その他施設の管理運営に必要な業務
 - ・清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

（2）管理の基準（基本的事項）

- ア 開場時間、休場日等については、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- イ 卸売予定数量等の報告・掲示、施設の利用の許可・制限、利用の許可の取消しは、鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置及び管理に関する条例（以下「市場条例」という。）に基づいて行う。
- ウ 措置命令、危険物の制限、放置物件の除去命令、境漁港甲種漁港施設の利用の調整、利用届の受理は、鳥取県漁港管理条例（以下「漁港条例」という。）に基づいて行う。

（3）その他、管理上の条件等

- ア 境港市場内「境港おさかなパーク」は、市場利用者に限らず広く一般向けに利用促進するものとし、その運営について管理業務の範囲とする。

3 使用料の取扱い

市場施設の使用料は、指定管理者に徴収委託し、県の収入とする。

4 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額996,808千円（境港市場分962,158千円、境漁港分34,650千円）（消費税及び地方消費税の額90,619千円を含む）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

各年度の指定管理料に余剰金が生じた場合は、その1/3の額を県に返納する。

5 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

6 スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 審査要項の送付 | 令和5年6月上旬 |
| (2) 書類の提出期限 | 令和5年7月下旬 |
| (3) 審査委員会（候補者の選定） | 令和5年8月上旬 |
| (4) 審査結果の通知・公表 | 令和5年8月上旬 |
| (5) 指定管理者の指定 | 令和5年10月中旬（議会の議決を経て行う。） |

7 審査方法等

(1) 審査方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者として適当かどうかを審査する。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、水産振興に関する有識者（2名）、水産振興局長〔計5名〕

(3) 審査基準

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)	配点なし ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業の企画、利用促進策等) ○管理の基準 〔 開館時間、休館日、 個人情報保護、情報の公開 〕 ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応	50点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	15点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○法人等の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 〔 障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等 〕 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	35点

※ 指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

- ・県の重視するポイントに沿った具体的な提案を促進するため、具体の配点を示した審査表を募集開始時に公表する。

高度衛生管理型市場 かにかご上屋の完成について

令和5年5月19日
境港水産事務所

高度衛生管理型市場の整備を進めている鳥取県営境港水産物地方卸売市場において、5月にかにかご上屋が完成（5月24日引渡予定）したので報告します。べにずわいがに漁業の新たな漁期が始まる9月に供用開始予定です。

1 施設概要

- (1) 全体事業費 218億円（かにかご上屋事業費：939百万円、付帯施設整備を含む）
- (2) 整備期間 H26～R7年度（1年延長、特定漁港漁場整備事業計画は5月末変更予定）
- (3) 整備の概要

施設名	整備内容	完成年度	備考
1号上屋	[新築]まき網漁業マグロ、いか釣り漁業	R1	R1供用開始
陸送上屋	[新築]陸送で運ばれてくる陸送物	R1	
2号上屋	[新築]沖合底びき網漁業	R4	R4供用開始
3号～5号上屋	[改修]岸壁進入へのセキュリティゲート設置（6号含む）、血水対策、防鳥対策（まき網トラック売り）	R5	R5年度中に供用開始予定
かにかご上屋	[増築・改修]べにずわいがに漁業	R5	今回供用開始
6号上屋	[新築]血水対策、防鳥対策（沿岸漁業、まき網トラック売り）	H30	
7号上屋	[改修]腰壁、防鳥ネット、手洗い整備（沿岸漁業）	R6	
8号上屋	[新築]荷さばき所（まき網トラック売り）	R7	



2 かにかご上屋の特徴

- ・ 高度な衛生管理が可能な完全閉鎖型の上屋で、べにずわいがに漁業の専用セリ場として利用する。
- ・ 既存の5号上屋を改築して同時に3隻まで水揚げ可能な上屋を整備し、陸側にひさしを増築してトラック待機場を整備した。

3 今後の取組

- (1) かにかご上屋内覧会

開催日 令和5年5月末

内容 べにずわいがに漁業関係者（生産者、荷受、仲買等）を対象に内覧会を開催予定。

- (2) かにかご上屋開場セレモニー

開催日 令和5年8月31日（木）午前10時～11時まで

内容 べにずわいがに漁船出漁式（境港カニ水揚げ日本一PR実行委員会）にあわせて開場セレモニーを実施予定（実行委員会と調整中）。

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の
運営状況(令和4年度実績等)について

令和5年5月19日
東京本部
販路拡大・輸出促進課

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の令和4年度の運営状況等について報告します。

1 令和4年度の運営状況等

(1) 来館者数・売上金額 402,341人(対前年度比125.7%)・358,727千円(同123.1%)

○概況：来館者数はコロナ禍前と比較してやや少ないものの、行動制限の緩和や集客のためのキャンペーン実施等の効果により、物販店舗は過去2番目の売上金額を記録するなど全体の売上金額はコロナ禍前の水準まで回復した。

○年度別来館者数・売上金額(対前年度比) ※開館：平成26年9月28日

年度	来館者数	売上金額		
		1階 物販店舗	2階 飲食店舗	計
H26	279,157人	130,852千円	45,964千円	176,816千円
H27	492,611人(176.5%)	261,245千円(199.6%)	95,241千円(207.2%)	356,486千円(201.6%)
H28	498,983人(101.3%)	262,167千円(100.4%)	86,134千円(90.4%)	348,301千円(97.7%)
H29	506,369人(101.5%)	270,638千円(103.2%)	87,957千円(102.1%)	358,595千円(103.0%)
H30	491,707人(97.1%)	277,638千円(102.6%)	97,151千円(110.5%)	374,789千円(104.5%)
R1	433,624人(88.2%)	239,591千円(86.3%)	80,023千円(82.4%)	319,614千円(85.3%)
R2	260,270人(60.0%)	195,971千円(81.8%)	46,871千円(58.6%)	242,842千円(76.0%)
R3	320,173人(123.0%)	230,377千円(117.6%)	60,990千円(130.1%)	291,367千円(120.0%)
R4	402,341人(125.7%)	273,270千円(118.6%)	85,457千円(140.1%)	358,727千円(123.1%)

(2) 催事スペース等の利用日数 [鳥取県分] (前年度実績)

区分	利用日数
1階プロモーションゾーン	52日(26日)
2階催事スペース	56日(18日)

(3) 情報・相談コーナー利用件数 [鳥取県分] (前年度実績)

情報コーナー			移住・しごと相談コーナー			合計
観光相談	その他	計	移住相談	就職相談	計	
651件 (278件)	50件 (47件)	701件 (325件)	96件 (129件)	106件 (66件)	202件 (195件)	903件 (520件)

(4) コワーキングスペース利用登録状況 [鳥取県分]

短期登録8件(前年度：3件)、長期登録1件(前年度：2件)、計9件(前年度：5件)

(5) メディアへの露出

- ・テレビ：フジテレビ「めざましテレビ」(9/26)他 計28件
- ・ラジオ：TBSラジオ「安住紳一郎の日曜天国」(12/4)他 計3件
- ・新聞：読売新聞社「わがまち太鼓判」(5/23)他 計30件
- ・雑誌：扶桑社 ESSE(9/2)他 計4件
- ・ネット配信等：カラふる ふるさとニュースマガジン(6/12)他 計92件

2 主な取組

○物販・飲食両店舗での売上強化

令和4年4月から8月までの間、県産品等消費喚起キャンペーンとして物販・飲食両店舗で、次回以降の来店時に割引が受けられるクーポン券を会計金額に応じて提供した結果、キャンペーン期間中の売り上げは、コロナ禍前の平成30年度同期と比べ、物販店舗は127.5%となり、飲食店舗は98.5%まで回復した。

○積極的な物産展の開催

ショッピングモールや百貨店の催事スペースなどにおける積極的な物産展開催により、らっきょうや梨をはじめ各種県産品を提供した結果、店舗外売上が60,441千円（前年度比159%）にのぼり、県産品の売上向上に寄与した。

○情報発信拠点としての活用

オープン8周年記念PRイベントや「蟹ガチャ」の設置、旬の食材フェア開催など、メディア向けのイベントを積極的に行った結果、令和4年度にメディアに取り上げられた件数は、前年度の102件から大幅に増加して157件となり、首都圏でも反響を呼び、本県の知名度向上に大きく貢献した。



オープン8周年記念PRイベント(10/20)



蟹ガチャ(11/21～12/11)

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」の運営事業者の公募について

令和5年5月19日
東京本部
販路拡大・輸出促進課

首都圏アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」においては、令和5年度末で、物販及び飲食に係る運営事業者への委託期間が満了することから、令和6年度以降の運営事業者を選定するため、以下の条件及び手続きにより公募を実施します。

1 物販事業者が行う業務

- 両県産の優れた食品その他の特産品の展示、陳列、販売
- 入館者への両県特産品の紹介、説明、情報発信
- 各種キャンペーン、店外催事出店等の実施

2 飲食事業者が行う業務

- 両県産の食材、食品を利用して作った飲食物や地酒等の提供、紹介、説明
- 両県産の食材、食品全般のPR
- 両県産の新たな食材等の発掘・活用によるメニュー開発

3 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

4 県への納付金の割合

- (1) 物販業務 売上高の5%以上
 - (2) 飲食業務 売上高の5%以上
- ※現行の納付金の割合を下限とする。

5 公募期間

令和5年5月19日（金）から6月28日（水）まで

6 運営事業者の決定手続き

- 8名（有識者6名及び両県職員2名）で構成する審査会において、最優秀提案者を選定する。
- 最優秀提案者の決定後、契約締結に向けた協議の上、協議が調った場合に契約を締結する。

7 今後のスケジュール（予定）

令和5年7月 公募審査会 開催
8月 次期運営事業者の決定
令和6年4月 リニューアルオープン

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和5年5月19日
農地・水保全課
県産材・林産振興課
水産振興課

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
農地・水保全課 (東部農林事務所)	山上地区ほ場整備(3工区)工事(ゼロ国債)	八頭郡 八頭町 山上外	株式会社大谷組 代表取締役 大谷 廣秋	99,000,000円 (設計額107,240,100円) 落札率 92.3%	令和5年3月31日 ～ 令和6年3月15日	令和5年3月31日	【工事内容】 区画整理 A=9.17ha 暗渠排水工 A=4.18ha	制限付一般競争入札 8社 令和5年3月24日 開札
農地・水保全課 (中部総合事務所農林局)	松谷第3ため池改修工事(その2)	東伯郡 琴浦町 松谷	株式会社 クラエー 代表取締役 西村 博文	109,010,000円 (設計額118,736,200円) 落札率 91.8%	令和5年5月15日 ～ 令和5年12月26日	令和5年3月24日	【工事内容】 洪水吐工 L=77m	制限付一般競争入札 5社 令和5年3月13日 開札

【変更分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
農地・水保全課 (東部農林事務所)	大井手古海地区特定管水路(管渠更生)工事	鳥取市 古海	株式会社 大晃工業 代表取締役 高田 重利	(当初契約額) 154,550,000円	令和4年8月17日 ～ 令和5年3月15日	(当初契約年月日) 令和4年8月17日	【工事内容】 管路工事 (296) 管更生工 L=295m(φ1000mm) 管理孔 N=1箇所 道路復旧工 1式	
				(第1回変更後契約額) 155,850,200円 変更額 1,300,200円		(第1回変更契約年月日) 令和5年3月10日	仮設工 (368) 地盤改良工 319m3 矢板等土留工 4箇所 ○変更内容 ・週休2日モデル工事を選択し、達成したことによる工事費の増。 ・地盤改良工を現地状況により薬液注入量を見直したことによる注入量の減。 ・現地の精査による管更生工の延長減に伴う工事費の減。	
農地・水保全課 (東部農林事務所)	古海第1地区取水管更新(管渠更生)工事	鳥取市 古海	大和建設株式会社 取締役社長 影井 一清	(当初契約額) 142,670,000円	令和4年9月30日 ～ 令和5年3月15日	(当初契約年月日) 令和4年9月30日	【工事内容】 管路工事 管更生工 L=88m(φ1350及び1800mm)	
				(第1回変更後契約額) 145,234,100円 変更額 2,564,100円		(第1回変更契約年月日) 令和5年3月13日	仮設工 (720) 仮締切工 568袋(大型土のう) (400) 施工ヤード工 506m2(敷鉄板) ○変更内容 ・週休2日モデル工事を選択し、達成したことによる工事費の増。 ・河川管理者の指示により仮締切工の大型土のう設置段数の削減による工事費の減。 ・仮締切工に使用する他工事からの大型土のう提供数が増となり、仮置きのため施工ヤードを拡張。	
農地・水保全課 (東部農林事務所)	湖山砂丘地区特定管水路(E-1・W-6ブロック)工事	鳥取市	株式会社 西村組 代表取締役 西村 良和	(当初契約額) 90,200,000円	令和4年8月1日 ～ 令和5年3月15日	(当初契約年月日) 令和4年8月1日	【工事内容】 農業用管水路(石綿管)更新 L=1,201m	
					(変更後工期) 令和4年8月1日 ～ 令和5年5月15日	(第1回変更契約年月日) 令和5年3月10日	○第1回変更内容 ・他の占用埋設管位置の影響で配管ルートの変更が必要となったため、その検討及び地元調整に時間を要したことによる工期の延期。	
				(第2回変更後契約額) 102,329,700円 変更額 12,129,700円		(第2回変更契約年月日) 令和5年5月8日	○第2回変更内容 ・上記配管ルートの変更に伴う工事費の増。 ・既設石綿管処分量の増加に伴う工事費の増。 ・道路管理者との協議により舗装復旧範囲が拡大したことに伴う工事費の増。	

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
農地・水保全課 (中部総合事務所農林局)	北条用水路改修工事 (2工区)	倉吉市 巖城	福井土建株式会社 代表取締役 福井 重秋	(当初契約額) 103,620,000円	令和4年8月22日 ～ 令和5年3月10日	(当初契約年月日) 令和4年8月5日	【工事内容】 水路改修工事 L型水路 L=442.5m 上部石積み等耐震化工 1式 付帯工 1式	
				(第1回変更契約額) 111,428,900円 変更額 〔 7,808,900円〕	(変更後工期) 令和4年8月22日 ～ 令和5年4月21日	(第1回変更契約年月日) 令和5年3月9日	仮設工 水替工 1式 ○第1回変更内容 ・後続工事で計画していた付帯工について、地権者との協議が整い農繁期までの施工が必要となったため、本工事で追加施工したことによる工事費の増。 ・上記の施工追加に伴う工期の延期。	
				(第2回変更契約額) 112,142,800円 変更額 〔 713,900円〕		(第2回変更契約年月日) 令和5年4月17日	○第2回変更内容 ・ボックスカルバートの管理者との協議が整い、工事により生じた水路底の段差を解消するため、底張コンクリートを追加施工したことによる工事費の増。	
農地・水保全課 (西部総合事務所農林局)	大山山麓地区基幹水利 施設更新工事	日野郡江 府町下蚊 屋外	株式会社 中電工鳥取総括支社 支社長 田淵 明彦	(当初契約額) 175,450,000円	令和4年6月21日 ～ 令和5年3月20日	(当初契約年月日) 令和4年6月20日	【工事内容】 電気通信工事 上流水位観測局施設更新 1式 警報局施設等更新 1式 下蚊屋ダム管理所 ダイムサイト警報局 第1～第7警報局 第5搬送スピーカ局	
					(変更後工期) 令和4年6月21日 ～ 令和5年8月21日	(第1回変更契約年月日) 令和5年3月9日	仮設工 1式 ○変更内容 ・世界的な半導体不足に起因する電気設備の納期が遅延したことによる工期の延期。	
農地・水保全課 (西部総合事務所農林局)	古市地域ため池工事 (その3)	米子市 吉谷	株式会社 大協組 代表取締役 小山 典久	(当初契約額) 111,210,000円	令和4年6月1日 ～ 令和5年1月31日	(当初契約年月日) 令和4年5月31日	【工事内容】 ため池改修工事 堤体土工 V=721m3	
				(第1回変更後契約額) 114,444,000円 変更額 〔 3,234,000円〕	(変更後工期) 令和4年6月1日 ～ 令和5年3月24日	(第1回変更契約年月日) 令和5年1月24日	堤体補強工 鋼矢板圧入工 L=54.9m(下流側54.9m) 笠コンクリート工 L=290.3m 仮設工 1式	
				(第2回変更後契約額) 121,441,100円 変更額 〔 6,997,100円〕	(変更後工期) 令和4年6月1日 ～ 令和5年4月28日	(第2回変更契約年月日) 令和5年3月9日	○第2回変更内容 ・週休2日モデル工事を選択し達成したこと及び工事主要資材である鋼材の価格に著しい変動が生じたため価格の見直し(単品スライド)を行ったことによる増。 ・工事用道路として借地していた農地の復旧において、土の含水比が高く、復旧に時間を要したことによる工期の延期。	
				(第3回変更後契約額) 122,338,700円 変更額 〔 897,600円〕	(変更後工期) 令和4年6月1日 ～ 令和5年6月16日	(第3回変更契約年月日) 令和5年4月26日	○第3回変更内容 ・ため池内への転落防止のため、ネットフェンスを追加施工したことによる工事 ・上記フェンスの納品に時間を要したことによる工期の延期。	

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
県産材・林産振興課 (東部農林事務所八頭事務所)	林道桑原河内線(澄水工区)開設工事	鳥取市 青谷町 澄水	株式会社栗山組 代表取締役社長 栗山 和大	(当初契約額) 119,460,000円	令和3年8月31日 ～ 令和4年3月17日	(当初契約年月日) 令和3年8月31日	【工事内容】 林道開設工事 L=0(154)m 掘削工 V=2,191m ³ 擁壁工 V=2,149m ³ 残土処理工 V=2,106m ³ 法面保護工 A=5,792m ² 鉄筋挿入工 N=140本(289m)	
					(変更後工期) 令和3年8月31日 ～ 令和4年8月30日	(第1回変更契約年月日) 令和4年3月17日		
				(第2回変更後契約額) 123,314,400円 変更額 { 3,854,400円 }	(変更後工期) 令和3年8月31日 ～ 令和4年12月20日	(第2回変更契約年月日) 令和4年6月29日		
				(第3回変更後契約額) 132,765,600円 変更額 { 9,451,200円 }	(変更後工期) 令和3年8月31日 ～ 令和5年3月31日	(第3回変更契約年月日) 令和4年11月18日		
					(変更後工期) 令和3年8月31日 ～ 令和5年8月17日	(第4回変更契約年月日) 令和5年3月31日		

○第4回変更内容
記録的な寒波により現場への進入が困難かつ雪崩の危険性があったことによる工事中止に伴う工期の延期

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	工事内容	摘要
水産振興課 (営繕課)	境漁港高度衛生管理型市場整備事業カニ籠上屋増築ほか工事(建築)(1工区)	境港市 昭和町	境漁港高度衛生管理型市場整備事業カニ籠上屋増築ほか工事(建築)(1工区)リンクス・境港土建特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社リンクス 代表取締役 池田 幸仁	(当初契約額) 397,870,000円	令和4年7月1日 ～ 令和5年5月2日	令和4年6月30日	【工事内容】 境漁港高度衛生管理型市場整備に伴うカニ籠上屋の増築等に係る建築工事	
				(第1回変更後契約額) 407,433,400円 〔 変更額 9,563,400円〕				
水産振興課 (営繕課)	境漁港高度衛生管理型市場整備事業カニ籠上屋増築ほか工事(建築)(2工区)	境港市 昭和町	境漁港高度衛生管理型市場整備事業カニ籠上屋増築ほか工事(建築)(2工区)松本組・津田建築特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社松本組 代表取締役 棕田 隆博	(当初契約額) 382,580,000円	令和4年7月7日 ～ 令和6年1月10日	令和4年7月6日	【工事内容】 境漁港高度衛生管理型市場整備に伴うカニ籠上屋の既存部分改修等に係る建築工事	
				(第1回変更後契約額) 386,324,400円 〔 変更額 3,744,400円〕				